

令和5年度第1回八戸市健康福祉審議会

日 時： 令和6年3月22日(金) 14時
場 所： 八戸市庁別館2階 会議室B・C

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 副会長選出

4 議事

(1) 八戸市健康福祉審議会・各専門分科会 令和5年度開催報告について

民生委員審査専門分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・報告案件なし

社会福祉専門分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

障がい者福祉専門分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2

健康・保健専門分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3

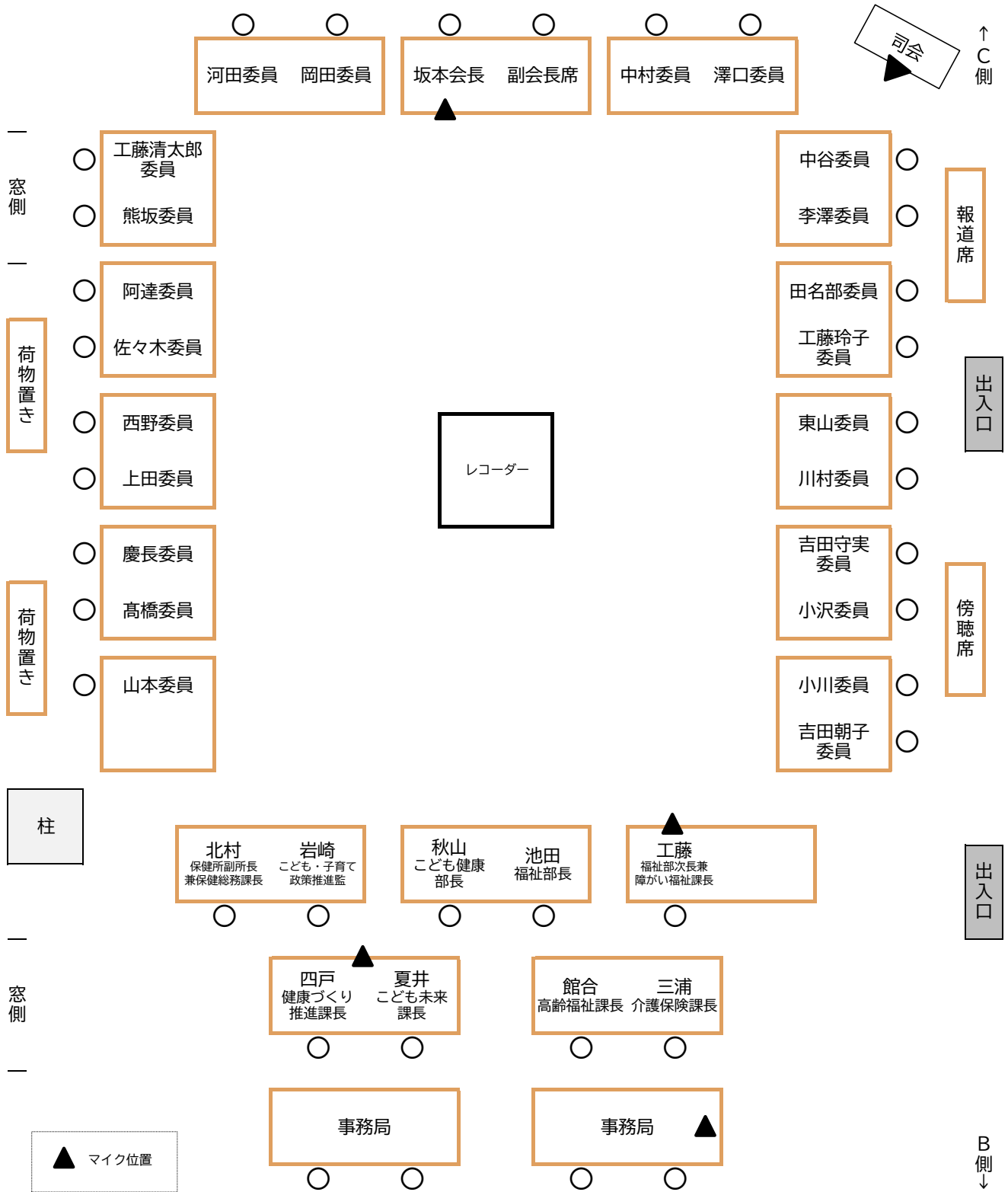
介護・高齢福祉専門分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料4

(2) 八戸市子ども・子育て会議 令和5年度開催報告について・・・・・・資料5

5 閉会

令和5年度第1回 八戸市健康福祉審議会 席図

日時：令和6年3月22日(金) 14時 / 場所：八戸市庁別館2階会議室B・C



■八戸市健康福祉審議会・委員一覧（6期目）

2023/12/19 現在

任期：令和4年6月28日～令和7年6月27日（中途就任者は所属団体下に就任日を記載）

◎会長：坂本 美洋 ○副会長：未選出

区分	所属団体・役職	氏名	専門分科会					
			民委	健康	社会	障がい	介護	
市議会の議員	八戸市議会議員 民生環境常任委員会委員長 (R5.6.9委嘱)	なかむら ますのり 中村 益則	○					
福祉関係者	八戸市社会福祉協議会 事務局長	まやま みちよ 間山 路代	○		○	○正	○	
	八戸地区社会福祉施設連絡協議会 監事	さわぐち きみたか 澤口 公孝				○	○	
	八戸地区介護保険事業者協会 理事	なかや みゆき 中谷 美由紀	○				○	
	八戸地域介護支援専門員協議会 会長	すももさわ たかきよ 李澤 隆聖					○	
	八戸地域介護サービス協議会 会長	たなぶ あつこ 田名部 厚子					○	
	青森県精神保健福祉協会 評議員	くどう れいこ 工藤 玲子				○		
	八戸市身体障害者団体連合会 会長	ひがしやま くにお 東山 国男			○副	○		
	八戸市手をつなぐ育成会 会長	かわむら あきこ 川村 暁子				○		
	八戸市自閉症児（者）親の会 顧問	まえだ あつひろ 前田 淳裕				○		
学識経験者	社会福祉法人理事長（八戸市議会議員）	さかもと よしひろ 坂本 美洋			○正		○正	
	八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 学科長・教授	よしだ もりみ 吉田 守実	○		○			
	八戸学院大学健康医療学部看護学科 教授	おざわ くみこ 小沢 久美子		○副		○		
	八戸学院大学短期大学部介護福祉学科 教授	おがわ あゆみ 小川 あゆみ				○副	○	
	三八地区特別支援連携協議会 会長	おがさわら かずえ 小笠原 一恵				○		
	八戸市小学校長会	よしだ ともこ 吉田 朝子	○		○			
	八戸市養護教諭部会 副会長 (R5.6.9委嘱)	くぼさわ まいこ 久保澤 麻衣子		○				
	デーリー東北新聞社 企画総務局長兼社長室長 (R5.5.31委嘱)	かわた やすひろ 河田 恭宏		○			○	
	東奥日報社 八戸支社 編集部長	おかだ けいいつ 岡田 圭逸			○		○	
保健医療関係者	八戸市医師会 理事 (R5.8.10委嘱)	くどう せいたろう 工藤 清太郎		○正			○副	
	八戸市医師会 理事	ふかさわ たかし 深澤 隆				○		
	八戸歯科医師会 副会長	くまさか さとる 熊坂 寛		○			○	
	八戸薬剤師会 会長	あだち まさあき 阿達 昌亮				○	○	
	青森県看護協会三八支部 支部長 (R5.7.26委嘱)	ささき えみこ 佐々木 恵美子					○	
	青森県栄養士会八戸地区会 運営委員長 (R5.5.18委嘱)	にし のゆき 西野 祐希		○	○			
地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会 会長 (R4.12.20委嘱)	なかじま こういちろう 中嶋 幸一郎	○副		○		○	
	八戸市老人クラブ連合会 会長	うえだ たけお 上田 武男			○		○	
公募に応じた者	公募	けいちよう ようこ 慶長 洋子			○		○	
	公募	たかはし かおる 高橋 薫				○	○	
	公募	やまもと えつこ 山本 恵鶴子		○				
★以下の会長・副会長については、直近の各会議において、委員の互選により選出予定			【各分科会委員数】	6	7	10	12	17

- 八戸市健康福祉審議会 副会長
- 民生委員審査専門分科会 会長

令和5年度 社会福祉専門分科会 開催報告

1. 開催日時及び場所

◎日時：令和5年8月28日（月）13：30

◎場所：市庁本館3階 議会第二委員会室

2. 議事及び内容

◎議事：第4期八戸市地域福祉計画の令和4年度事業実施状況報告について

◎内容：計画期間の初年度となる第4期八戸市地域福祉計画の登載事業について、実施状況を報告。

【意見等】

事業実施状況報告の際、当計画と八戸市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画のどちらにも登載のある事業について、地域福祉活動計画側の実施状況がわかる資料の添付があるとよいのではないかと。

第4期八戸市地域福祉計画

●事業進捗状況（令和4年度）

基本目標	事業数 (再掲含む)	進捗状況				
		◎	○	△	×	—
1 健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり	35	25	10	0	0	0
2 個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり	41	30	7	0	0	4
3 地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくり	45	35	9	0	0	1
4 思いやりの心と人づくり	17	9	6	1	0	1
計	138	99	32	1	0	6
構成比 (%)	—	71.7	23.2	0.7	0	4.4

※事業担当課が複数あり、評価が同一ではない場合、低い方の評価を採用

評価基準

◎	予定どおり実施できた（90%以上）
○	おおむね予定どおり実施できた（70%～90%未満）
△	一定程度実施できた（50%～70%未満）
×	実施が不十分だった（50%未満）
—	未実施

●事業実施による効果・成果に対する自己評価（令和4年度）

基本目標	事業数 (再掲含む)	自己評価			
		A	B	C	D
1 健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり	35	20	15	0	0
2 個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり	41	27	10	0	4
3 地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくり	45	30	14	0	1
4 思いやりの心と人づくり	17	9	7	0	1
計	138	86	46	0	6
構成比 (%)	—	62.3	33.3	0	4.4

※事業担当課が複数あり、評価が同一ではない場合、低い方の評価を採用

評価基準

A	想定どおりの実施効果・成果が得られた
B	おおむね想定どおりの実施効果・成果が得られた
C	想定どおりの実施効果・成果が得られなかった
D	評価対象外（未実施）

令和 5 年度 障がい者福祉専門分科会 開催報告

第 1 回

1. 開催日時及び場所

◎日時：令和 5 年 8 月 30 日（水）13:30

◎場所：本館 3 階 議会第一委員会室

2. 議事及び審議の概要

(1) 第 3 次八戸市障害者計画の実績報告（令和 4 年度実施分）について

第 3 次計画の進行管理に関して、計画に掲載している障がい者支援のための各施策について、令和 4 年度の実施状況を報告。

【意見等】

○特になし（手話通訳者・要約筆記者等派遣事業、高齢者バス特別乗車証支給事業について質問あり）。

(2) 第 6 期八戸市障害福祉計画の実績報告（令和 4 年度実施分）について

第 6 期計画の進行管理に関して、計画に掲載している障害福祉サービスや地域生活支援事業等について、令和 4 年度の実施状況を報告。

【意見等】

○福祉施設から一般就労への移行促進について、移行者数だけではなく、そこからどれだけ継続して就労できているのかということが重要である。

(3) 第 4 次八戸市障害者計画の策定について

第 4 次計画の策定について、計画案の概要や策定スケジュールなど策定のポイント、計画の全体的な骨子案、施策の体系等について説明。

【意見等】

○計画策定にあたっては、単年の実績だけではなく、計画期間全体を評価し見直して、次の計画に活かして欲しい。

(4) 第 7 期八戸市障害福祉計画の策定について

第 7 期計画の策定について、第 6 期計画からの見直しの内容や策定スケジュールなど策定のポイント、計画の全体的な骨子案等について説明。

【意見等】

○福祉施設から地域生活への移行促進について、国の基本指針に捉われずに地域の実態に即した、より具体的に実施可能な目標値にすべきである。

(5) 障がい者福祉専門審査部会での決議事項について

身体障害者福祉法第 15 条に規定する医師の指定並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 2 項に規定する指定自立

支援医療機関の指定の状況について報告。

【意見等】なし

第2回

1. 開催日時及び場所

◎日時：令和5年11月9日（木）13:30

◎場所：本館3階 議会第一委員会室

2. 議事及び審議の概要

(1) 第4次八戸市障がい者計画（案）について

第4次計画の策定について、計画案の概要や骨子案等を踏まえて作成した全体計画案について説明。

【意見等】

○3障害（身体・知的・精神）だけではなく、発達障害に関する記述を計画の中に新たに盛り込んだほうがよいのではないか。

(2) 第7期八戸市障がい福祉計画（案）について

第7期計画の策定について、第6期計画からの見直しの内容や骨子案を踏まえて作成した全体計画案について説明。

【意見等】

○国の指針や県の計画に捉われずに、市の実情が反映された数値目標になっているかと思うので、その点は評価したい。

(3) 障がい者福祉専門審査部会での決議事項について

身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関の指定の状況について報告。

【意見等】なし

第3回

1. 開催日時及び場所

◎日時：令和6年2月7日（水）13:30

◎場所：本館3階 議会第一委員会室

2. 議事及び審議の概要

(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況について

当該サービスに関し、地方公共団体が設置する協議会等に対して定期的に事

業の実施状況等を報告することとされていることから、実施状況等について報告。

【意見等】なし

(2) 第4次八戸市障がい者計画（案）について

第4次計画の策定について、委員の意見等やパブリックコメントを反映させた計画最終案について説明。

【意見等】

○発達障害に関する記述を計画の中に盛り込んでいただいたのは良かったが、他の事業についても、より一層目を向けて取り組んでいただきたい。

(3) 第7期八戸市障がい福祉計画（案）について

第7期計画の策定について、委員の意見等やパブリックコメントを反映させた計画最終案について説明。

【意見等】なし

(4) 障がい者福祉専門審査部会での決議事項について

身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関の指定の状況について報告。

【意見等】なし

(5) 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

国の基準省令の一部改正に伴い、当市の関係条例の一部を改正することについて説明。

【意見等】

○国の基準だから仕方がないが、改正内容が一部地域の実情にあっていない部分があると感じる。

令和5年度 健康・保健専門分科会 開催報告

1. 開催日時及び場所

◎日時：令和5年8月30日（水）14：00

◎場所：八戸市総合保健センター 1階大ホール

2. 議事及び審議の概要

(1) 専門分科会長の選出について

委員の推薦を受け工藤清太郎委員が選出された。

(2) 八戸市健康増進計画「第2次健康はちのへ21」の進捗状況について

健康づくり戦略として掲げている9領域の目標項目の実績と取組状況について報告した。

(3) 八戸市健康増進計画「第2次健康はちのへ21」最終評価について

・最終評価及び次期計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査期間と方法、対象、内容について審議した。

・次期計画策定に向けた次年度のスケジュールについて説明した。

(4) 健康づくり推進課の新規事業について

健康はちのへ21 ポイントアプリ事業と八戸市がん患者医療用補整具購入費助成事業について説明した。

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

将来的に当会議に出席している団体に協力依頼する内容となるため、国保年金課から事業について説明した。

令和5年度 介護・高齢福祉専門分科会 開催報告

介護・高齢福祉専門分科会（全4回）

第1回	令和5年8月25日（金） 13:30	(1) 分科会副会長の選出について (2) 第9期介護保険事業計画に係る国の基本指針（案）等について (3) 第9期介護保険事業計画策定のための各種調査結果の概要について (4) その他（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について）
第2回	令和5年10月18日（水） 13:30	(1) 令和4年度八戸市介護保険事業の概要について (2) 第8期八戸市高齢者福祉計画の実施状況について (3) 八戸市介護給付適正化計画の実施状況について (4) 介護保険サービス事業所調査結果の概要について (5) 第9期八戸市高齢者福祉計画素案について
第3回	令和5年12月18日（月） 13:30	(1) 第9期八戸市高齢者福祉計画原案について (2) 第9期八戸市高齢者福祉計画原案に対するパブリックコメントの実施について (3) 第9期八戸市高齢者福祉計画における介護サービス基盤整備（案）について
第4回	令和6年1月26日（金） 14:00	(1) 第9期八戸市高齢者福祉計画（案）について (2) 第9期八戸市高齢者福祉計画における介護サービス基盤整備（案）について (3) 第9期八戸市高齢者福祉計画期間の介護保険料（案）について (4) 介護サービス等基準条例の改正について (5) 第8期八戸市高齢者福祉計画期間中の介護サービス基盤整備状況について

【部会】地域密着型サービス運営委員会（全1回）

第1回	令和5年6月28日（水） 13:30	(1) 第8期八戸市高齢者福祉計画期間中の地域密着型サービス整備状況等について (2) 看護小規模多機能型居宅介護に係る開設場所の変更について
-----	-----------------------	--

【部会】地域包括支援センター運営協議会（全2回）

第1回	令和5年10月6日（金） 【書面開催】	(1) 会長の選出について (2) 令和4年度地域包括支援センター事業報告について (3) 令和5年度地域包括支援センター事業計画について (4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について
第2回	令和6年2月9日（金） 13:30	(1) 令和6年度八戸市地域包括支援センター運営方針について (2) 地域ケア会議について (3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

第9期八戸市高齢者福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨

高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見据え、中長期的な視点に立ちつつ、地域の実情把握・課題の分析を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自分らしく暮らせるよう、老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）と介護保険事業計画（介護保険法第117条）を一体化し、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画として策定するもの。

2 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間（3年を1期としている）

3 第9期計画期間及び令和22年（2040年）までの八戸市の状況

当市の総人口は減少とともに少子高齢化が進展しており、高齢化率は、令和2年9月末現在の30.8%と令和5年9月末現在の32.1%とを比べると、1.3%増と高齢化の進展が続いている状況にある。

第9期計画期間中には、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）を迎え、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代が全て65歳以上の高齢者となり、人口のほぼ5人に2人が高齢者になる見込みとなっている。

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総人口	223,862	221,712	218,732	215,220	213,173	210,881	201,707	176,687
高齢者人口(65歳以上)	70,179	70,330	70,277	70,734	70,960	71,019	71,261	72,380
高齢化率	31.3%	31.7%	32.1%	32.9%	33.3%	33.7%	35.3%	41.0%
要介護(支援)認定者	11,352	11,266	11,391	11,512	11,638	11,748	12,628	14,212
うち第1号被保険者	11,075	11,003	11,127	11,248	11,378	11,488	12,383	14,011
認定率	15.8%	15.7%	15.8%	15.9%	16.0%	16.2%	17.4%	19.4%

- ・総人口・高齢者人口：令和3～5年度は各年度9月30日現在の住民基本台帳人口
- ・要介護（支援）認定者：令和3～5年度は各年度9月30日現在
- ・令和6年度以降は「地域包括ケア『見える化』システム」により推計

4 計画の目指す姿と施策の体系

目指す将来像

誰もが自分らしく、生き生きと健やかに安心して暮らせるまち

基本目標1

自らの知識と経験を活かし、
地域のなかで生き生きと暮らす

施策体系

第1節

生きがいをもち、地域の担い手となるための
健康・生きがいづくりの推進

1. 健康づくりの推進
2. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
3. 生きがいづくりの推進・社会参加の促進

基本目標2

住み慣れた地域のなかで、
健やかに安心して暮らす

施策体系

第2節

住み慣れた地域で安心して生活していくための
地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 包括的な支援体制の整備
2. 地域包括支援センターの体制充実
3. 在宅医療・介護連携の推進
4. 認知症施策の推進
5. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
6. 地域ケア会議の推進
7. 高齢者の居住安定に係る施策との連携

基本目標3

介護サービスを適切に利用し、
高齢者とその家族が安心して暮らす

施策体系

第3節

介護が必要な人とその家族の生活全体を支える
ための介護サービスの充実

1. 適正な介護サービス提供体制の整備
2. 介護人材の確保と定着の推進
3. 介護保険制度の適正な運営

基本目標4

人権と尊厳が尊重され、
誰もが安心して暮らす

施策体系

第4節

すべての市民の人権が尊重され、地域全体で
支え合うための安全・安心な暮らしの確保

1. 地域見守り体制の充実
2. 成年後見制度の利用促進
3. 虐待防止の推進
4. 在宅生活支援の充実
5. 緊急時に備えた体制の整備

5 主な取組

第1節 生きがいをもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進

◇ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- ・ 様々な機会において、リハビリテーション専門職との連携や、介護予防の更なる普及啓発を図るほか、多様な生活支援ニーズに対応できるサービスの構築や、高齢者の保健事業との連携による介護予防と疾病予防の一体的な取組等、自立支援、介護予防・重度化防止を推進する。

第2節 住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの深化・推進

◇ 認知症施策の推進

- ・ 認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症が疑われる人を早期発見・早期対応できるよう、相談先の周知や医療・介護等の提供の体制を構築し、介護者への支援、認知症予防に向けた取組を推進する。

第3節 介護が必要な人とその家族の生活全体を支えるための介護サービスの充実

◇ 適正な介護サービス提供体制の整備

- ・ 介護サービス整備の必要性を検討するために実施した「在宅生活改善調査」の結果等を踏まえ、以下の介護サービスを整備する。

サービス種類	整備数
看護小規模多機能型居宅介護	1 か所 (登録定員 29 名以下)
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	36 床 (4 ユニット)
特定施設入居者生活介護	120 床 (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅からの転換)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	15 床 (既存施設の増床又は短期入所生活介護からの転換)

◇ 介護人材の確保と定着の推進

- ・ 将来の仕事として介護職を選択してもらえるよう、小中高生及び保護者・教職員に介護職の魅力を発信する「介護の仕事理解促進事業」を実施するほか、ICT を活用した業務効率化への取組強化等を実施する。

第4節 すべての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保

◇ 地域見守り体制の充実

- ・ 関係機関とのネットワークを構築するとともに、地域住民との交流機会の創出や見守り活動を行い、地域における見守り体制の充実を図る。

6 介護保険料

(1) 保険料基準月額

第9期計画期間における第1号被保険者の保険料基準月額は、5,800円となり、第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）の6,000円から200円の減額となる。

○第9期保険料基準額	【月額】 5,800円	【年額】 69,600円
〈参考〉		
○第8期の事業実績等により推計した保険料基準月額		
・令和12年度（2030年度）	【月額】 7,077円	【年額】 84,924円
・令和22年度（2040年度）	【月額】 7,785円	【年額】 93,420円

(2) 保険料基準月額の算定方法

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\begin{array}{l} \text{介護保険料} \\ \text{基準月額} \\ 5,800円 \end{array}} = \left(\begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{l} \text{3年間に必要な} \\ \text{保険給付額} \\ D \\ 65,440,131千円 \end{array}} \times \begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{l} \text{第1号被保険者} \\ \text{負担割合} \\ 23\% \end{array}} + \begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{l} \text{調整交付金} \\ \text{相当額} \\ F \\ 3,226,426千円 \end{array}} - \begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{l} \text{調整交付金} \\ \text{見込額} \\ G \\ 2,967,988千円 \end{array}} - \begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{l} \text{介護保険特別会} \\ \text{計財政調整基金} \\ \text{取崩額} \\ K \\ 1,402,466千円 \end{array}} \end{array} \right) \\
 \div \begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{l} \text{第1号被保険者数} \\ \text{所得段階別加入割合補正後の} \\ \text{被保険者数} \\ 203,894人 \end{array}} \div \begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{l} \text{予定保険料} \\ \text{収納率} \\ 98.00\% \end{array}} \div \begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{l} \text{12か月} \end{array}}
 \end{array}
 \end{array}
 \end{array}$$

(3) 保険料必要額の算定表

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計
標準給付費見込額 A	20,681,522千円	20,920,646千円	21,125,819千円	62,727,987千円
総給付費	19,655,317千円	19,881,772千円	20,076,912千円	59,614,001千円
その他の給付費	1,026,205千円	1,038,874千円	1,048,907千円	3,113,986千円
地域支援事業費 B	904,056千円	907,267千円	900,821千円	2,712,144千円
介護予防・日常生活支援総合事業費 C	600,186千円	603,397千円	596,951千円	1,800,534千円
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	298,117千円	298,117千円	298,117千円	894,351千円
包括的支援事業（社会保障充実分）	5,753千円	5,753千円	5,753千円	17,259千円
3年間に必要な保険給付額 D=A+B	21,585,578千円	21,827,913千円	22,026,640千円	65,440,131千円
第1号被保険者負担分相当額 E=D×23%	4,964,683千円	5,020,420千円	5,066,127千円	15,051,230千円
調整交付金相当額 F=(A+C)×5%	1,064,085千円	1,076,202千円	1,086,139千円	3,226,426千円
調整交付金見込額 G=(A+C)×H	991,728千円	996,563千円	979,697千円	2,967,988千円
調整交付金見込交付割合 H	4.66%	4.63%	4.51%	
財政安定化基金拠出金 I				0千円
財政安定化基金償還金 J				0千円
介護保険特別会計財政調整基金取崩額 K				1,402,466千円
保険料収納必要額 L=E+F-G+I+J-K				13,907,202千円

(4) 第9期保険料率と保険料

所得段階	対象者	保険料率 (軽減後)	月額 (軽減後)	年額 (軽減後)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下	0.455 (0.285)	2,639 円 (1,653 円)	31,668 円 (19,836 円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下	0.685 (0.485)	3,973 円 (2,813 円)	47,676 円 (33,756 円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120 万円超	0.69 (0.685)	4,002 円 (3,973 円)	48,024 円 (47,676 円)
第4段階	世帯の誰かに市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入が 80 万円以下	0.85	4,930 円	59,160 円
第5段階	世帯の誰かに市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入が 80 万円超	1.00	5,800 円 (基準月額)	69,600 円
第6段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 120 万円未満	1.20	6,960 円	83,520 円
第7段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1.30	7,540 円	90,480 円
第8段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1.50	8,700 円	104,400 円
第9段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	1.70	9,860 円	118,320 円
第10段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	1.90	11,020 円	132,240 円
第11段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	2.10	12,180 円	146,160 円
第12段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	2.30	13,340 円	160,080 円
第13段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満	2.40	13,920 円	167,040 円
第14段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 820 万円以上 1,000 万円未満	2.50	14,500 円	174,000 円
第15段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が 1,000 万円以上	2.70	15,660 円	187,920 円

(5) 低所得者対策

第7期・第8期計画では、所得が低い層の保険料率を引き下げたほか、公費負担による軽減措置を実施した。

第9期計画でも公費負担による軽減措置（第1～3段階）を実施するほか、第4段階の保険料率を 0.875 から 0.85 へ引き下げる。

令和5年度 八戸市子ども・子育て会議 開催報告

● 第1回 令和5年5月11日(木) 14:00

報告案件	主な内容	案件について
機構改革について	こども健康部に関する機構改革について説明	すべて案件について了承
令和5年度子どもファースト事業について	対象事業について説明	
子ども医療費助成事業の拡充について	事業内容について説明	
委員からの主な意見・質問等		
<p>【令和5年度子どもファースト事業について】</p> <p>○小・中学校スポーツ文化的活動支援事業について、小学校は部活が無くなり、愛好会として運営されているが、中学校もいずれは同じように愛好会として運営されるのか。 →(学校教育課)中学校の部活動については、国の方針として休日の部活動から段階的に地域への移行を進めることになっており、市でもそれに従って検討を進めている。</p> <p>○八戸市次世代エール商品券発行事業について、どのような場合に対象になるか。 →(商工課)18歳未満のすべての市民を対象とし、所得制限は設けない予定。</p> <p>○子ども食堂支援事業について、資料に記載されている「気になる児童がいた場合の連絡体制の整備」の「気になる児童」とは、具体的にどのような児童か。 →(子育て支援課)服装の乱れや食事の問題がある児童など、様々な状況が考えられる。</p> <p>○通学路等区画線設置事業について、小学校は42校のうち35校で実施するとのことであるが、今年度中にすべて実施できるか。 →(道路維持課)昨年度に全ての小中学校の通学路を点検した。今年度は外側線が消えかけている箇所を整備する予定であり、35校すべて今年度中に完了する見込み。</p> <p>○児童科学館について、展示物が古くなっているので整備してほしい。 →(総合教育センター)今年度、基本構想を策定する予定であり、展示物を含め今後のあり方を検討することとしている。</p> <p>○文化芸術推進事業について、小中学生を対象とする事業はあるが、未就学児を対象とする事業がないので、今後検討してほしい。</p> <p>○健康教育事業について、青森県が短命県である原因に塩分の取り過ぎがあるので、指導内容の一つとして塩分を取り入れてほしい。</p>		

● 第2回 令和5年8月10日(木) 13:30

審議案件	主な内容	案件について
第2期八戸市次世代育成支援行動計画後期計画 令和4年度実施状況について	令和4年度の実施状況について説明	了承
委員からの主な意見・質問等		
<p>○放課後子ども教室は市内にどれくらい整備する予定か。 →(子育て支援課)実施計画では令和5年度末まで毎年度1か所以上の新規開設を図っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍前の6地区から2地区に減少している。現在、市内小学校及び地域密着型教育コーディネーターへ放課後子ども教室の開催に向けた検討を依頼している。</p> <p>○医療的ケア児が入院する時に、入院に付き添う親に大きな負担がかかると聞いている。親の方から休息を取りたいと言出しにくいであろうから、病院側から休息を取れる時にはなるべく取るようにと声がけしてほしい。</p> <p>○学校内に整備された放課後児童クラブについて、設備が古くなったものは修繕や更新してほしい。</p> <p>○放課後児童クラブは、近場で毎日利用できるように学校内に整備されるのが望ましいと思う。</p> <p>○こども基本法の中で、こどもの意見を聴き、それを政治に反映させることになっているが、こどもから意見を引き出すのはとても難しいので、専門性が重要になると考えられる。</p> <p>○医療的ケア児を認定こども園等で受け入れるにあたり、市との関わりや医師との連携がどのようになるのか、ガイドラインを策定してほしい。</p> <p>○市の子ども・子育て関係の窓口がたくさんあり、どの窓口にも相談・連絡すればよいのか分かりにくくなっていると思う。</p>		

● 第3回 令和5年11月14日(火) 13:00

報告案件	主な内容	案件について
八戸市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について	八戸市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:令和7年度からの5か年)策定に向け実施するニーズ調査について説明	すべての案件について了承
令和6年度に向けた教育・保育施設の利用定員について	令和6年度の各教育保育施設の利用定員(見込み)について説明	
委員からの主な意見・質問等		
<p>【八戸市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について】</p> <p>○小学生が登下校する時の安全・安心について、不安を感じている保護者がどのくらいいるか調査してほしい。</p> <p>○ニーズ調査で回答があったものだけがニーズとは限らないので、そのような「調査には表れないニーズ」についても、何らかの方法で補完できるよう検討してほしい。</p>		

● 第4回 令和6年2月14日(水) 13:30

審議案件	主な内容	案件について
幼保連携型認定こども園の認可について	令和6年度から施設類型を保育所から幼保連携型認定こども園へ変更する吹上保育園と是川保育園について、変更後の定員や職員配置、設備などの認可基準を説明	すべての案件について了承
令和6年度に向けた教育・保育施設等の利用定員について	令和6年度の各教育保育施設の利用定員について説明 第3回会議の時から方針に変更があった施設について、変更内容を反映し報告	
報告案件	主な内容	
八戸市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果について	ニーズ調査の結果について説明	
こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業について	事業概要について説明	
令和6年度八戸市子ども・子育て会議開催日程について	開催日程について説明	
委員からの主な意見・質問等		
<p>【八戸市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果について】</p> <p>○前回の調査より回収率が減少したが、量の見込みを算出するための十分な回答を得られたと考えているか。 →前回の回収率より減少したものの、過去の実績や他都市の実績からも想定していた範囲であり、量の見込みを算出するための十分な回答を得られたと考える。</p> <p>○小学生の放課後の過ごし方に不安を感じている保護者がいるので、学校内に放課後児童クラブを整備する等、次年度の計画策定の際に検討してほしい。</p> <p>○調査結果によると、病児・病後児保育の利用希望が一定数あるとのことであるが、そのニーズを満たす病児・病後児保育の供給体制を整えるよりも、子どもが病気の時には親が遠慮なく仕事を休めるような社会を作る方が重要と考える。</p> <p>【こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業について】</p> <p>○当事業を実施するために施設に求められる基準はあるか。 →国が制度設計中である。現時点では「一時預かり事業」と同じ基準になるものと想定し、実施に向けた準備を進めている。</p> <p>○八戸市が当事業に取り組もうと思ったきっかけは何か。 →市内の各園に当事業について周知したところ、取り組みたいとの回答をいただいた園があったから。</p> <p>○「誰でも通園制度」とのことであるが、対象年齢が満3歳未満と限定されているのはなぜか。 →国の意図としては、満3歳以上の児童は現行制度においても1号認定を受けることにより誰でも園に通うことができるが、満3歳未満の児童はそれができないため、当制度の対象年齢を満3歳未満としたものと考えられる。</p>		